

幼児教育・保育の無償化

問合せ	保育課	
	5月6日まで	812-2552
	5月7日以降	800-7087

3歳～5歳児の全ての子ども及び0歳～2歳児の非課税世帯の子どもが幼児教育・保育の無償化の対象です。(下記のとおり、条件や月額の上限額あり。)

	認可保育所・認定こども園(2・3号)等	施設型給付幼稚園・認定こども園(1号)		私学助成幼稚園		認可外保育施設等
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3歳～5歳児	○	○	○(※) (11,300円)	○ (25,700円)	○(※) (11,300円)	○(※) (37,000円)
満3歳児 (3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)		○	×	○ (25,700円)	×	
市民税非課税世帯の満3歳児 (3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)		○	○(※) (16,300円)	○ (25,700円)	○(※) (16,300円)	
0歳～2歳児 (市民税非課税)	○					○(※) (42,000円)

※無償化に当たり、保育の必要性の認定が必要 ※()内の金額は月額の上限

認定(施設等利用給付認定)の手続きについて

1 保育施設別の必要手続き

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、『施設等利用給付認定』が必要です。

- ①施設型給付幼稚園・保育所・認定こども園・障害児通所施設を利用する子ども
手続きは不要です。
- ②私学助成幼稚園を利用する子ども
認定(施設等利用給付認定)が必要です。
- ③施設型給付幼稚園・私学助成幼稚園・認定こども園(1号)に在籍されている方で預かり保育を利用する子ども
保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)が必要です。
- ④認可外保育施設等を利用する子ども
保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)が必要です。

※認定を受けていない状態で利用したサービスは無償化の対象となりませんので、必ず、事前に認定を受けてください。

2 申請の手続き

電子申請となりますので、下記のQRコードから申請してください。



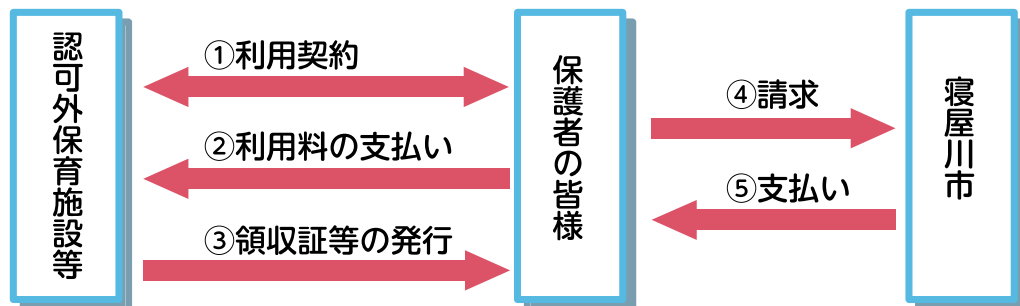
保育の必要性の認定のための必要書類や、その他詳細につきましては、下記のQRコードをご確認ください。



請求の手続きについて

一旦、利用料を認可外保育施設等に支払い、市に請求することで、当該利用料の給付を受けることができます。幼稚園・保育所・認定こども園を利用する子どもは手続き不要です。認可外保育施設等・私学助成幼稚園又は施設型給付幼稚園・認定こども園（1号）の預かり保育を利用する子どもは下記のとおり請求してください。

1 請求の流れ



2 提出書類

- ①施設等利用費請求書（償還払い用）
- ②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書
- ③特定子ども・子育て支援提供証明書
- ④活動報告書（ファミリー・サポート・センター事業のみ）

3 請求書の提出期限等

支払いは年4回（2月、5月、8月、11月）です。

下記の区分で3か月分毎に在籍する幼稚園又は認定こども園（認可外保育施設等を利用の場合は、保育課）に請求書を提出してください（1回の請求書で3か月分を請求）。

請求書の提出が遅れた場合、支払いが遅れることがあります。

施設等の利用月	請求書の提出期限 ※1	支払日
10、11、12月	1月15日	提出期限の 各翌月最終木曜日 ※支払日が祝日の場合は 前開庁日
1、2、3月	4月15日	
4、5、6月	7月15日	
7、8、9月	10月15日	

※1…15日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌開庁日

ただし、希望される方は、1か月毎に保育課に請求書等を提出（郵送可）いただくことで、提出月の翌月最終木曜日に利用料を支払います。

施設等の利用月	請求書の提出期限 ※1	支払日
利用月	利用月の翌月15日	提出月の翌月末

4 提出先

寝屋川市こども部保育課（郵送可）

〒572-8533 寝屋川市池田西町28番22号 保健福祉センター2階（5月6日まで）

〒572-8544 寝屋川市早子町12番16号 サービスゲート4階（5月7日以降）

その他

私学助成幼稚園給食の副食費について、世帯の市町村民税所得割合算額が77,100円以下である世帯の子どももしくは、小学校3年生までの子どもを数えて第3子以降の場合は、減免の対象となります。月額4,800円を上限に無償になりますので、詳細は在籍する幼稚園または保育課にお問い合せください。